

介護保険制度の継続的改善を求める意見書

介護保険制度は、2000年に「高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み」として創設され、これまで様々な制度改正を行ってきたところである。

現在、国は、2021年度から始まる第8期介護保険事業計画に反映することを念頭に、制度改正に向けた検討を進めており、財務省の財政制度等審議会財政制度分科会では、介護保険サービスの利用者負担を原則2割へ引上げることや、要介護1・2の生活援助サービス等を地域支援事業へ移行することなどを改革の方向性の素案として打ち出している。

しかし、このような見直しが実現するとなると、利用者の負担増加やサービスの利用抑制に加え、地方自治体へ大きな負担を強いることにつながり、結果として、利用者が必要な時に必要なサービスを受けられなくなることが懸念される。

また、少子高齢化の進展等により、国民の介護サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれている中、介護サービス事業所における人手不足感が強まっている状況にある。

よって、国会及び政府においては、介護保険制度を継続的に改善するため、下記の事項に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 必要な介護サービスを必要な時に受けることができるよう、介護保険料の軽減や介護サービスの利用者負担の軽減を図ること。
- 2 地方自治体の財政状況等を踏まえ、介護保険財政における国の負担割合を引き上げること。
- 3 介護職員の賃金引き上げなどの処遇改善をはじめとする実効性のある介護人材確保策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年（2019年）12月11日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員並びに市民ネットワーク北海道石川さわ子議員